

令和 8 年度 富田林市特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況公表

富田林市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「富田林市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づき、行動計画の実施状況を以下の通り取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、富田林市における女性の活躍状況を公表いたします。

〈女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績〉

○採用した職員に占める女性職員の割合

（単位：％）

職員区分	R3	R4	R5	R6	R7
事務職	23	31.6	47.4	41.2	50.0
事務職以外	50	33.3	62.5	26.7	58.3

○管理的地位にある職員（管理職職員）に占める女性割合及び各役職段階に占める女性職員の割合 （毎年度 4 月 1 日時点）

（単位：％）

役職段階	R4	R5	R6	R7	R8
管理職職員	21.7	22.8	28.9	30.9	33.7
部長級	6.3	6.3	7.1	7.1	0.0
次長級	7.1	6.3	7.1	10.0	16.7
課長級	23.1	22.6	32.4	37.1	39.4
課長代理級	26.7	25.0	32.3	32.0	36.8

○職員の給与の男女の差異（令和 7 年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	90.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.2%
全職員	65.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

（1）役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
部長・次長級	92.8%
課長級	98.2%
課長代理級	98.3%
係長級	101.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36 年以上	103.2%
31～35 年	94.5%
26～30 年	92.8%
21～25 年	88.4%
16～20 年	86.5%
11～15 年	93.4%
6～10 年	87.7%
1～ 5 年	86.1%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

〈職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績〉

○当該年度に在職する職員に対する当該年度に退職した職員の割合の男女の差異及び当該年度に退職した職員の年齢区分別の男女別の割合（令和 7 年度）

（単位：％）

性別	離職率	24 歳以下	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60 歳
男性	3.7	0.0	6.7	13.3	20.0	20.0	6.7	13.3	20.0	13.3
女性	2.8	0.0	0.0	0.0	44.4	11.1	11.1	0.0	33.3	11.1

* 消防職員の一部事務組合への身分移管に伴う退職を除く。

○男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 育児休業取得率

（単位：％）

性別	R3	R4	R5	R6	R7
男性	23.5	17.9	32.0	81.8	85.0
女性	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

2. 育児休業の取得期間の分布状況（令和 7 年度）

（単位：％）

性別	1 週以下	1 週超 2 週以下	2 週超 1 月以下	1 月超 3 月以下	3 月超 6 月以下	6 月超 9 月以下	9 月超 12 月以下	12 月超 24 月以下	24 月超
男性	0.0	0.0	44.4	33.3	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0
女性	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	15.4	23.1	53.8	0.0

○男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加の為の休暇取得率・平均取得日数

	R3	R4	R5	R6	R7
取得率（％）	84.3	82.1	84.0	100.0	85.0
平均取得日数（日）	4.8	6.5	5.0	5.6	5.2

○職員の勤務時間の状況に関する事項（令和7年度）

1. 管理的地位にある職員とそれ以外の職員の一人当たりの一月当たりの平均時間外勤務時間
管理職職員：27.5 時間 それ以外の職員：15.7 時間
2. 管理的地位にある職員とそれ以外の職員の月に 45 時間を超えて時間外勤務を行った人数
管理職職員：89 人 それ以外の職員：70 人

〈女性に対する職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要〉

- セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況
 - ・職務階層に応じて職員研修を継続的に開催
 - ・ハラスメントの相談窓口（人事課）を設置
 - ・ハラスメント相談員を配置
- 女性の健康上の特性に係る取組の状況
 - ・婦人科検診の実施
 - ・産業医による健康相談
 - ・メンタルヘルス相談の案内
- 特定事業主として実施する教育訓練・研修の概要
 - ・キャリアデザイン研修、タイムマネジメント研修の実施により女性のキャリアアップを支援